

鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業

事業者説明会【みなし指定更新手続編】

明治維新 150年
1868-2018
維新のふるさと 鹿児島市



西郷 隆盛

平成29年8月25日（金）

鹿児島市長寿あんしん課

1. みなし指定更新

(1) みなし指定

- ・ 現行相当サービス（予防型訪問介護サービス・予防型通所介護サービス）の指定を受けているとみなされる。
- ・ 平成27年3月31日までに介護予防サービスの指定を受けていた事業所が対象。

(2) みなし指定の有効期間

平成27年4月1日～平成30年3月31日まで（3年間）

(3) みなし指定の更新手続き

平成29年6月より地域ごとに期間を定めて実施中。

市から送付する更新案内の内容に従って手続きしてください。

現在の指定状況	指定日	みなし指定	現行相当	緩和型A	現行相当	緩和型A	
			予防型 訪問介護	生活支援型 訪問介護	予防型 通所介護	ミニデイ型 通所介護	運動型 通所介護
介護予防 訪問介護	27.3.31以前	あり	※みなし	新規指定が必要			
	27.4.1以降	なし	新規指定が必要				
介護予防 通所介護	27.3.31以前	あり			※みなし	新規指定が必要	
	27.4.1以降	なし			新規指定が必要		
指定なし	—		新規指定が必要		新規指定が必要		

※平成30年4月以降も現行相当サービスの実施を希望する場合は平成29年度中に更新手続きが必要

2. 更新申請の案内及び受付期間

- 地域ごとに期間を定めて更新案内、申請受付を行います。

【更新案内・受付期間予定表】 ※予定ですので、事情により変更することがあります。

	地域		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	桜島・吉田・ 郡山・松元	案内 受付	→	↔								
2	中央・上町	案内 受付	→	↔								
3	鴨池北・南	案内 受付	→		↔							
4	城西・武・田上	案内 受付		→		↔						
5	谷山北・谷山中央	案内 受付			→		↔					
6	谷山南・喜入	案内 受付			→			↔				
7	伊敷台・西伊敷	案内 受付					→		↔			
8	吉野	案内 受付					→			↔		

3. 更新申請について

(1) 更新申請の流れ

① 受付開始日 → ② 審査期間（申請後、おおむね1ヶ月間） → ③ 指定更新通知書送付

(2) 更新申請書の様式

鹿児島市ホームページに掲載しています。

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [介護保険](#) > [事業者関係](#) > [介護予防・日常生活支援総合事業の更新申請](#)

・「指定更新申請書」及び「付表」並びに添付書類一式

(3) 手数料

・更新申請の際は、手数料が必要となります。

サービスの種類	指定更新手数料
予防型訪問介護サービス	2,000 円
予防型通所介護サービス	

(4) 鹿児島市以外の被保険者が利用している場合について

みなし指定の更新について、その効力が及ぶ範囲は鹿児島市内においてのみとなります。

鹿児島市以外の市町村の被保険者が利用している事業所については、鹿児島市への更新とともに、当該市町村の指定更新も必要となります。該当する利用者がある場合は、被保険者の市町村へ問い合わせる等の対応を行い、手続き漏れがないようにご注意ください。

4. 定款・運営規程・契約書等の変更について（総合事業全サービス）

（1） 定款

① みなし指定事業者

- ・現行相当サービス（予防型訪問介護、予防型通所介護）のみを提供する場合は、平成30年3月末までに、定款の変更が必要です。
- ・基準緩和型サービス（生活支援型訪問介護、ミニデイ型・運動型通所介護）を新たに提供する場合は、指定申請時に定款が変更されている必要があります。
- ・総合事業のみの追加に伴う定款の変更にあたっては、長寿あんしん課への変更届は不要です。

② みなし指定を受けていない事業者

- ・総合事業の指定申請時、定款が変更されている必要があります。

※①・②ともに、定款の変更にあたっては、事業所において各所管官庁に確認をしてください。

また、指定申請時に、定款の変更が間に合わない場合は、指定申請時に現在の定款の写し、定款変更の議事録の写しを添付のうえ、提出してください。（変更完了後、変更後の定款を提出）

（2） 運営規程

① みなし指定事業者

- ・現行相当サービス（予防型訪問介護、予防型通所介護）のみを提供する場合、みなし指定更新申請時までに変更してください。

※みなし指定更新申請の際には、変更後の運営規程の提出をお願いしています。

- ・基準緩和型サービス（生活支援型訪問介護、ミニデイ型・運動型通所介護）を新たに提供する場合は、指定申請時に運営規程が作成されている必要があります。
- ・運営規程を変更した場合、長寿あんしん課へ変更届を提出する必要があります。

- ・総合事業のみ独立して作成しても、現在の（介護予防）訪問介護・通所介護の運営規程を修正して一体のものとして作成しても、どちらでも構いません。

② みなし指定を受けていない事業者

- ・総合事業の指定申請時、運営規程を作成のうえ、提出する必要があります。
- ・総合事業のみ独立して作成しても、現在の（介護予防）訪問介護・通所介護の運営規程を修正して一体のものとして作成しても、どちらでも構いません。

(3) 契約書・重要事項説明書

- ・契約書及び重要事項説明書を総合事業用に作成し、総合事業を利用する方に対し、サービス提供時に随時契約をしてください。
- ・従前の契約書、重要事項説明書に総合事業に関する事項を追加して作成しても構いません。

★まとめ

	サービス類型	定款	運営規程	契約書 重要事項説明書
みなし指定事業者	現行相当サービス	平成30年3月末までには変更の必要あり	みなし指定更新申請時までに変更の必要あり	変更の必要あり (利用者が総合事業へ移行するタイミングで変更)
	基準緩和型サービス	指定申請時までに変更の必要あり	指定申請時までに変更の必要あり	
みなし指定事業者以外	現行相当サービス 基準緩和型サービス			

(4) 定款等の例示文

①定款

現行	変更例
介護予防訪問介護	介護予防訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業
介護予防通所介護	介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業

②運営規程、契約書、重要事項説明書

現行	変更例
介護予防訪問介護	介護予防訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業（予防型訪問介護サービス）
	介護予防訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業（生活支援型訪問介護サービス）
介護予防通所介護	介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業（予防型通所介護サービス）
	介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業（ミニデイ型通所介護サービス）
	介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業（運動型通所介護サービス）

注1) これらは文面案の例示であって、この文面案により生じた損害等を鹿児島市が負担するものではありません。

注2) 他市町村の被保険者が利用し、平成30年3月末まで「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」を実施する場合も考えられますので、それまでは「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」を削除しないでください。

5. 運営規程の変更についての留意点

① 総合事業としてのサービス名の記載について

運営規程に総合事業のサービス名を記載してください。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防型訪問介護サービス ・ 生活支援型訪問介護サービス ・ 予防型通所介護サービス ・ ミニデイ型通所介護サービス ・ 運動型通所介護サービス 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業（予防型訪問介護サービス） ・ 介護予防訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業（生活支援型訪問介護サービス） ・ 介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業（予防型通所介護サービス） ・ 介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業（ミニデイ型通所介護サービス） ・ 介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業（運動型通所介護サービス） 	○
鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業	×
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号訪問事業 ・ 第1号通所事業 	×

(例)

(事業の目的)

第1条 (株)〇〇が開設する〇〇〇〇訪問介護事業所が行う指定訪問介護・指定介護予防訪問介護・予防型訪問介護サービスの適正な運営を確保するため・・・

介護予防はH30年度末までは記載しておく

サービス名を明記

② 利用料等の記載について

※総合事業の利用料の額は「鹿児島市長の定める基準上の額」となります。

居宅サービス・介護予防サービスはこれまでどおり「厚生労働大臣の定める基準」または「介護報酬の告示上の額」という表記なので、総合事業について別書きで追記してください。

(例)

(内容及び利用料等)

第〇条 指定訪問介護・指定介護予防訪問介護・予防型訪問介護サービスの内容は次のとおりとする。また、指定訪問介護・指定介護予防訪問介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、予防型訪問介護サービスを提供した場合は鹿児島市長が定める基準上の額とする。

指定訪問介護・指定介護予防訪問介護・予防型訪問介護サービスが法廷代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

総合事業の利用料について追記

③ 個人情報の保護の記載について

今般、医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」が策定されました。

これまでの「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」については、平成 29 年 5 月 30 日をもって廃止されていますので、各事業所の運営規程に当該ガイドラインの記載がある場合は、運営規程の変更をしてください。

(例) (改正後)

第〇条 本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

ガイドライン⇒ガイドンスへ

6. 変更届について

① 総合事業の新規指定・みなし更新に伴う変更について、長寿あんしん課への変更届の提出について以下のとおりとします。

- ・ 定 款・・・総合事業のみの追加に伴う定款の変更にあたっては、長寿あんしんへの変更届は不要です。
- ・ 運営規程・・・既存の運営規程を修正して一体のものとして作成した場合
従来の訪問介護・介護予防訪問介護、通所介護または地域密着型通所介護・介護予防通所介護としての
変更届が必要。
（様 式） 居宅サービス・介護予防：様式第4（第5条関係）
地域密着型サービス：様式第2（第3条関係）
（提出時期） 総合事業の新規指定・みなし更新申請時

② その他、変更が生じた場合

変更届を変更後10日以内に長寿あんしん課まで提出してください。

（様 式） 総合事業：様式第3（第4条関係）